

報告番号	甲 乙 第 号	氏 名	吉武 理大
<p>主 論 文 題 名 :</p> <p style="text-align: center;">親の離婚と子どものライフコースにおける格差 ——貧困の再生産の視点から——</p>			
<p>(内容の要旨)</p> <p>1. 研究の背景と目的</p> <p>本研究は、親の離婚を経験した子どもがライフコース上に経験する格差を扱うことを通じて、貧困・低所得の世代的な再生産が形成される過程を明らかにすることを目的としている。日本の社会階層や地位達成についての研究では、これまで主に二人親世帯である初婚継続家族が想定されてきたために、親の離婚やひとり親といった家族における不利を通して格差や貧困がどのように再生産されるのかについては十分に検討されてこなかった。日本でも近年、親の離婚を経験する者が一定数存在するようになってきたが、そのような定住家族における親の離婚やひとり親という経験が、子ども自身の地位達成やその後の家族形成に与える影響とそのメカニズムについては十分に明らかにされていない。</p> <p>米国では、家族の多様化が階層的地位によって異なって経験されることで、子世代における格差が拡大しているとする、“Diverging Destinies”（「分極化する運命」）(McLanahan 2004: 607) という議論がなされるようになってきている。日本においても 2000 年以降に関連した研究がなされるようになり、米国と同様に、階層的地位と離婚や母子世帯の形成との関連が明らかにされている (Raymo et al. 2004; 林雄亮・余田 2014; 斉藤知洋 2018a; Raymo and Iwasawa 2017)。日本でも離婚はもはや少ないとは言えない状況にあり、親の離婚という定住家族における経験やそれに伴うさまざまな格差が子どものライフコース上の格差や貧困を生み出している可能性がある。</p> <p>親の離婚という子どもには選択することができない家族における経験が、格差や貧困・低所得の再生産につながっているのであれば、そうした格差は何らかの形で社会的に是正される必要があると言える。格差や貧困の問題に対してはさまざまな社会保障制度もあり、社会的な対応がなされていないわけではないが、それでも格差が示されるのであれば、制度が十分に機能していない可能性も検討されなくてはならない。先行研究においては、生活保護を受給していない貧困な母子世帯が多く存在することが指摘されている (岩田 2017; 阿部 2008)。貧困であるにもかかわらず生活保護を受給していない原因・理由について計量的に明らかにした研究はほとんど存在しないが、母子世帯の貧困の問題を解決するためには、制度がなぜ利用されていないのかを明らかにすることも重要である。本研究では、母子世帯において貧困であるにもかかわらず、なぜ生活保護制度が利用されていないのか、といった問題についても検討した。</p> <p>2. 親の離婚と子どものライフコースの格差</p> <p>数少ない日本の家族構造と子どもの地位達成の格差に関する研究においては、ひとり親世帯出身者や親の離婚経験者の教育達成や職業的地位達成における不利は明らかになっているものの (三輪 2005; 稲葉 2008, 2016; 余田 2012; 余田・林雄亮 2010; 斉藤知洋 2018a など)、その不利が生成されるメカニズムに関しては十分に明らかにされていないわけではない。さらに、これらの日本の家族構造と子どもの格差に関する研究のほとんどは、教育達成や職業的地位達成に関する研究であり、子世代自身の家族形成における格差や貧困・低所得の再生産を扱った研究はほとんどない (余田 2011)。本研究では、貧困・低所得の再生産という視点から、教育達成の不利、就業の不安定性、離婚の世代間連鎖に着目し、親の離婚経験者のライフコース上の格差とそれを生成するメカニズムを明らかにした。</p>			

本研究の親の離婚と子どものライフコースの格差に関する分析では、「働き方とライフスタイルの変化に関する全国調査 (JLPS)」(東京大学社会科学研究所パネル調査プロジェクト)の若年・壮年パネル調査の wave1～wave7 の合併データを用いて分析を行った。分析の結果、親の離婚経験者は男女ともに、低い学歴、初職非正規雇用、失業、転職を経験しやすく、結婚している場合には、早婚、離婚を経験しやすい傾向にあった。親の学歴との関連をみると、親の学歴の不利かつ親の離婚を経験している、最も不利な層において特に教育達成の格差が顕著であった。さらに、親の離婚経験者のそのような教育達成における不利がその後のライフコースの格差とも関連していることが示された。

各章の知見に関しては、教育達成については (1 章)、親の離婚経験者の教育達成の不利は経済的に貧しいこと、親の教育への関わりが不足しやすいこと、特に男性においては学校での問題行動を媒介として成立していることが示された。本研究の教育達成に関する知見からは、ひとり親世帯への経済的支援の重要性はもちろんのこと、ひとり親の役割過重を軽減するためのサポート、親だけではなく、その周囲の人々が教育における動機づけや子どもの学校での行動に対する働きかけを行っていくことの重要性を指摘できる。

学卒後の初職については (2 章)、男女ともに親の離婚経験者は、初職において非正規雇用の職に就きやすく、そうした傾向は学歴によって説明されることが示された。加えて、その後の就業の不安定性については、男性および未婚女性において、親の離婚経験者は失業や転職を経験しやすい傾向がみられた。親の離婚経験者が初職だけでなく、その後の失業や転職という就業の不安定性を経験しやすいことは、低所得や貧困のリスクにもつながる可能性があることが示唆された。

親の離婚経験者の家族形成については (3 章)、親の離婚経験者は男女ともに本人自身も離婚を経験しやすい傾向にあり、そのような離婚の世代間連鎖の一部は学歴および早婚を媒介として成立していることが示された。その一方で、学歴や早婚といった要因だけでは説明されない親の離婚の効果も残った。この説明されない効果については、離婚への肯定的な意識に関して補足的に分析を行ったところ、親の離婚経験者の女性において離婚に肯定的である傾向が示され、離婚した親の行動や母親の姿をモデリングすることで、自身も離婚やひとり親を選択しやすくなるという仮説と整合的な結果となった。

本研究におけるこれらの結果からは、親の離婚経験者の不利は、子ども期や教育達成における不利だけでなく、その後の初職や就業の不安定性、家族形成という長期的なライフコースにおける格差にもつながっていることが明らかになった。知見を総合すると、格差・貧困の再生産の問題、および学歴による媒介の重要性という二点に大きく要約することができる。第一に、親の離婚経験者の不利は教育達成にとどまらず、成人期における格差・貧困の再生産と関連する点で重要な問題である。学歴の低さや初職の不利、その後の失業や転職などの就業の不安定性は、その後の貧困・低所得にもつながりうる。また、女性における離婚の世代間連鎖は、子どもがいる場合には、離婚を媒介として二世帯にわたって母子世帯が形成されることとなるために、その一部は貧困の再生産の問題とも連動している可能性がある。第二に、親の離婚経験者のライフコース上の不利の起点としての学歴の重要性が挙げられる。親の離婚経験者は教育達成における不利を経験しやすい傾向にあったが、初職における非正規雇用の経験については、学歴による媒介効果が示された。また、失業経験や転職経験、離婚の世代間連鎖についても、学歴による媒介効果が示唆された。したがって、親の離婚経験者における教育達成の不利を解消することは、ライフコースの上の格差や貧困の再生産を軽減するうえでも重要であると言える。

3. 貧困母子世帯と生活保護の受給

日本では、離婚後には子どもの親権は母親が取ることがほとんどであり、母子世帯が形成されやすいが、母子世帯の貧困の問題に対して社会保障制度がうまく機能していないという問題がある。先行研究においては、生活保護を受給していない貧困な母子世帯が多く存在することが示唆されてきたが (岩田 2017; 阿部 2008)、そのような世帯を扱った研究や母子世帯における受給の問題を扱った計量研究はほとんど見られない。しかしながら、母子世帯の貧困の問題を解決するためには、貧困であるにもかかわらず制度がなぜ利用されていないのかを明らかにすることも重要である。本研究の4章に

においては、生活保護の受給を抑止する要因として、母子世帯の母親における「自立や自助」の価値意識に着目し、貧困であるにもかかわらず生活保護の受給が妨げられている可能性を検討した。

分析には、「親と子の生活意識に関する調査」(内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室)のデータを用いた。本データにおいて扱った母子世帯の多くは、2~3人の子どもをもつ世帯であったが、相対的貧困層であるにもかかわらず、生活保護を受給していない母子世帯が多く存在していた。そのような母子世帯では、母親が高卒以上、就労している場合、健康状態が悪くはない場合に貧困世帯であっても生活保護を受給していない傾向が示された。加えて、自立性や自助志向と関連したパーソナリティ要因として、個人の内的統制傾向を手がかりに母子世帯の母親の「自立や自助」への価値意識が生活保護の受給を妨げる可能性を検討した。分析の結果、内的統制傾向が強い人ほど、貧困世帯であっても生活保護を受給していない傾向が示された。この知見から、社会において就労による「自立」へ高い価値が置かれるために、貧困な母子世帯においてもそのような価値意識が内面化され、生活保護の受給が妨げられている可能性を指摘できる。つまり、「自立や自助」の価値意識を強く内面化しているために、貧困であるにもかかわらず、生活保護を受給せずになんとか生活を成り立たせようとする母子世帯の母親が存在すると考えられる。

本研究におけるその他の知見および議論と総合して考えると、母子世帯における貧困の問題として以下の二点が指摘できる。第一に、実効性のある社会保障制度の必要性である。特に離婚が世代的に反復されることで母子世帯が世代的に再生産されている場合には、その少なからぬ部分は貧困が世代的に再生産されていることを意味する。こうした世帯は一世代だけの母子世帯と比べて経済的資源はより不足しているものと考えられる。離婚やそれに伴う資源の不足が、そこで育つ子どもの格差の再生産へと連動することを防ぐには、家族による自助だけに頼るのではなく、社会において社会保障制度が十分に機能することが重要である。第二に、離婚は高学歴層では発生しにくいものの、高学歴層では生活保護制度の利用に消極的であり、ひとたび離婚およびそれに伴う貧困の問題が発生すると、貧困の問題が解消されにくいことである。貧困母子世帯には、高等教育卒や高校・専門学校卒の母親も含まれており、分析結果からは、そのような学歴が比較的高い層ほど、貧困であっても生活保護を受給していない傾向が示されている。学歴が高い層では、離婚が生じにくく、貧困母子世帯になりにくい傾向があるものの、貧困に陥った場合には、生活保護制度が利用されないことで、貧困の問題が慢性化・長期化する恐れがあると言える。

4. 本研究の限界と今後の展望

本研究は、親の離婚経験者のライフコースにおける格差、および母子世帯の貧困と生活保護の受給の問題について明らかにした一方で、主に以下の二点の限界も存在する。第一に、親の離婚前および離婚後の世帯の状況の多様性については考慮できていない。データにおいては、子どもが親の離婚を経験したか否かの情報は正確に得られる一方で、離婚後の世帯が母子世帯、父子世帯のどちらとなったか、またその後再婚世帯となったか否かは判別することができない。離婚後の世帯は母子世帯を形成することがほとんどではあるものの、離別後に父子世帯で育ったケースも少数ではあるが含まれている可能性があり、母子世帯と父子世帯の差異について検討することができなかった点は本研究の限界である。

第二に、本研究において、親の離婚経験者に不利をもたらす要因および貧困母子世帯における生活保護の受給を妨げる要因について、それらのすべてが明らかになったわけではない。データの制約により、全ての仮説を検討できるわけではなく、また検討した仮説においても、分析に用いた変数が不十分なものもあった。加えて、貧困母子世帯の生活保護の受給については、生活保護の申請手続きを行ったが認められなかったのか、そもそも申請をしたことがないのか、はわからない。以上の二点については本研究の限界であるが、今後他のデータを用いた分析や、質的な研究を行うことによって、

これらの点について明らかにしていくことが求められる。

今後の研究には、第一に、前述のように多様な家族構造に留意した分析と理論化が求められる。本研究では扱うことができなかったが、母子世帯、父子世帯だけではなく、再婚世帯を含めた、非初婚継続家族の子どもの格差を明らかにしていくことが求められる。また、近年未婚の母親も少ないながら、微増傾向がみられ、そのような家族で育つ子どもにも着目していく必要があるだろう。第二に、近年米国の研究において着目されている、“Family Instability” (Fomby and Bosick 2013: 1267) への視点も重要となると考えられる。米国では、母子世帯の増加にともなって、母子世帯の中の多様性にも着目されるようになってきており、特に家族構造の変化を複数経験することが子どもに与える不利について検討がなされている。米国では家族構造の変化を複数回経験している子どもは、継続的なひとり親世帯出身者よりもさらに不利な立場に置かれていることも多く、日本でもそのような可能性について明らかにする必要がある。第三に、母子世帯の貧困の問題に対して、社会保障制度が十分に機能していない原因を、質的研究も併用することによって明らかにしていく必要がある。社会保障制度への意識やスティグマの問題に加えて、申請手続きのプロセスにおける制度側の対応についても、総合的に検討していくことが求められる。